### ══ 法人税実務事例検討 Ξ

# 

E Y 税理士法人 顧問 税理士 石田 昌朗

# 本事例における留意点

外貨での仕入代金のキャッシュフローの変動をヘッジする目的で行った先物外国為替契約は、 期末においてデリバティブ取引のみなし決済損益額を計上するが、繰延ヘッジ処理の要件を満 たしている場合にはみなし決済損益額の繰延ヘッジ処理を行うこととなる。

# 事例

当社は、外国から製品を輸入して国内の顧客に販売している9月決算法人です。

この輸入製品の仕入代金については、毎月末日締めの翌々月末日に米国ドルでの支払が条件 とされています。

最近は、米国ドルの為替相場の変動が大きいことから、これらの仕入代金の為替リスクを軽減するために先物外国為替契約を締結しました。

9月分の製品の購入代金はおおむね100万米国ドルと見込まれることから、そのうちの半分に相当する50万米国ドルの先物外国為替契約(11月末日受渡しの50万米国ドルの買い、55,000,000円の売り)を8月末日に締結しました。この先物外国為替契約は、法人税法上はデリバティブ取引に該当し、決算期末にはみなし決済損益額を計上する必要があるとのことですが、翌期の外貨建支払のキャッシュフローヘッジ目的で行った先物外国為替契約であるので、繰延ヘッジ処理は認められますか。

なお、この先物外国為替契約の期末の時価評価額については、取引銀行から入手しています。

# 事例の検討

1 先物外国為替契約はデリバティブ取引に該当するか

貴社が取引銀行と締結した先物外国為替

契約は、法人税法施行規則第27条の7第 1項第6号《デリバティブ取引の範囲等》 の先物外国為替取引に該当することから、 法人税法第61条の5第1項《デリバティ ブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の 益金又は損金算入等》に規定するデリバティ

ブ取引に該当し、そのデリバティブ取引が 期末において未決済であるときは、期末に おいてそのデリバティブ取引を決済したも のとみなして(みなし決済)その利益の額 又は損失の額(みなし決済損益額)をその 事業年度の所得金額に含めることになりま す。

(注) 貴社が法人税法第61条の8第2項 《先物外国為替契約等により円換算額を 確定させた外貨建取引の換算》の規定の 適用を受けないものとしています。

#### 2 みなし決済損益額の計算

先物外国為替取引に係るみなし決済損益 額は、法人税法施行規則第27条の7第3 項第4号で、合理的な方法により算出した 金額と規定されています。

また、法人税基本通達 2 - 3 - 39 (みな し決済損益額》(3)ロでは、取引所に上場さ れているデリバティブ取引及び取引システ ムの気配値があるデリバティブ取引以外の デリバティブ取引に係るみなし決済損益額 については、銀行等から入手した金額(銀 行等があらかじめ定めている合理的な方法 により算出した金額に限ります。) をみな し決済損益額とすることができる旨定めて います。

したがって、貴社の場合、取引銀行から 入手した先物外国為替契約の期末における 時価評価額をみなし決済損益額として所得 金額に加算又は減算することになります。

#### 3 繰延ヘッジ処理の概要

デリバティブ取引等であっても、①資産 若しくは負債の価額の変動によって生ずる おそれのある損失の額、又は②資産の取得 若しくは譲渡、負債の発生若しくは消滅、 金利の受取若しくは支払その他これらに準 ずるものにより受け取ることとなり若しく は支払うこととなる金銭の額の変動によっ て生ずるおそれのある損失の額(①及び② を併せて「ヘッジ対象資産等損失額」とい います。)を減少させるために行った場合 で、そのデリバティブ取引等がヘッジ対象 資産等損失額を減少させるために有効であ ると認められるときは、デリバティブ取引 等の決済損益額並びにみなし決済損益額に 相当する金額は、当該資産若しくは負債の 譲渡若しくは消滅又は当該金銭の受取若し くは支払の日の属する事業年度まではその 計上を繰り延べることとされています(法 法61の6、法令121の5)。

これは、デリバティブ取引等をヘッジ目 的で行った場合、ヘッジ対象の損益の計上 時期とヘッジ手段の損益の計上時期を合わ せることとしたものです。

なお、当然のことながら、ヘッジ対象と なっている資産の譲渡若しくは負債の消滅 又は金銭の受取若しくは支払があった場合 には、それらの事業年度以後の事業年度に おいては、既にヘッジ対象の損益が計上さ れていることから、ヘッジ手段であるデリ バティブ取引等のみなし決済損益額は繰り 延べることはできません。

# 4 先物外国為替契約の繰延ヘッジ処理 が認められるか

(1) デリバティブ取引等がヘッジ目的で行 われているか

貴社はデリバティブ取引等を行った8 月末日においては、9月分の製品の仕入 が行われておらず、その製品の仕入代金 である100万米国ドルの未払金も発生し ていませんが、①その取引の準備が相当 程度進捗しており、事業遂行上必要なも のとされていること、②貴社にその予定 される取引の履行を行うことのできる財 政的能力、法律的能力その他当該取引を 行うために通常必要とする能力が備わっ ていること、及び③当該取引が記載され ている事業計画又はこれに準ずるものが 存在することのすべてが満たされていれ ば、法人税基本通達2-3-54 (履行確 定取引及び履行予定取引の意義》に定め る履行予定取引に該当することから、貴 社の製品の仕入予定は履行予定取引に該 当し、米国ドルでの支払であることから、 為替相場の変動に伴い損失の生じるおそ れのある取引となります。

また、法人税法第61条の9第1項第 1号ロ《外貨建資産等の期末換算差益又 は期末換算差損の益金又は損金算入等》 の期末時換算法の適用はありませんので、 ヘッジ対象資産等損失額に該当します。 したがって、貴社が取引銀行と締結し た先物外国為替契約は、製品の仕入代金 の米国ドルでの支払の為替リスクをヘッ ジする目的で行われたものであり、ヘッ ジ目的で行われたものと認められます。

#### (2) 帳簿書類への記載要件

貴社による製品の仕入代金の米国ドルでの支払が予定取引に該当し、為替相場の変動に伴い損失の生じるおそれのある取引であることから、11月末日の製品の仕入代金100万米国ドルの支払のうち50万米国ドルがヘッジ対象となり、いわゆるキャッシュフローヘッジに該当す

ることになります。

そして、先物外国為替契約がヘッジ手段となることから、ヘッジ手段である先物外国為替契約を行った日に、ヘッジ対象となる金銭並びにヘッジ手段となるデリバティブ取引等の種類、名称、金額、ヘッジ期間その他参考となるべき事項(ヘッジ対象等の明細)を、そのデリバティブ取引等に係る契約の締結に関する帳簿書類に記載する必要があります(法規 27 の 8 ①②)。

(注) 貴社の先物外国為替契約は将来の金 銭の支払に対するヘッジ目的で行われ ており、資産及び負債をヘッジ対象と するものではないので、ヘッジ対象の 帳簿書類に記載することまでは要求さ れていませんが、ヘッジ対象が資産又 は負債の価額変動である資産及び負債 の帳簿書類にヘッジ取引を行った日に ヘッジ対象である旨を記載する必要が あります。

#### (3) ヘッジが有効であると認められる場合

貴社が、ヘッジ手段である先物外国為替契約を締結した時から期末時(9月末日)までのヘッジ対象である「11月末日における100万米国ドルの円貨の支払額の変動額」とヘッジ手段である「先物外国為替契約の時価等に係る変動額」の割合が80%から125%の間にあれば、そのヘッジ手段は有効である(法令121の2)ことから、その先物外国為替契約のみなし決済損益額を繰り延べることとなります(法法61の6①)。

貴社の場合、ヘッジ対象は11月末日

に支払う100万米国ドルのうちの50万 米国ドルの円貨の支払額であり、ヘッジ 手段が11月末日の50万米国ドルの先物 外国為替契約 (米国ドルの購入・円貨の 支払)であることから、決算期末である 9月末日にはヘッジの有効性割合は、ほ ぼ100%になると思われます。

したがって、ヘッジ手段である先物外 国為替契約に係るみなし決済損益額をい ったん計上し、同額を繰延ヘッジ資産又 は繰延ヘッジ負債として計上することに より、先物外国為替契約に係るみなし決 済損益額を所得金額に含めないことにな ります。

なお、期末時には、ヘッジ対象である 11 月末日の受渡しとなる先物外国為替 の予約時における支払額と期末時におけ る支払額との変動額をヘッジ手段である 先物外国為替契約の時価評価額(みなし 決済損益額)で除して、有効性の判定を することから、有効性割合はほぼ100% になり、『金融商品会計に関する実務指 針#158』では高い有効性があるとみな され、有効性の判定を省略することがで きますが、法人税法上は有効性の判定を 省略することは認められていない(法令 121 の 2 ) ので注意が必要です。

#### (4) 翌期の処理

貴社が、期末において未決済であるデ リバティブ取引に該当するものとしてそ の事業年度の所得金額に加算又は減算し たみなし決済損益額は、その翌事業年度 に所得金額の計算において、洗替処理に より減算又は加算することになります

(法令120①)。

また、デリバティブ取引等の決済損益 額に係る金額については、そのデリバテ ィブ取引等によりヘッジ対象資産等損失 額を減少させようとする資産若しくは負 **債の譲渡若しくは消滅又は金銭等(その** 金銭の受取又は支払により負債が発生し、 又は資産を取得する場合のその金銭を除 きます。) の受取若しくは支払のあった 日の属する事業年度の益金の額又は損金 の額に算入されることとなります(法令 121 Ø 5 ①)。

貴社のヘッジ取引は、製品の仕入に伴 う米国ドルでの支払のキャッシュフロー をヘッジする目的で行われており、予定 取引の決済により金銭を受け取ることと なり又は支払うこととなった場合には、 その予定取引が、売上、仕入、利息その 他の損益の発生を予定しているものであ る場合、法人税法施行令第121条の5第 1項の規定に基づき益金の額又は損金の 額に算入する繰延ヘッジ金額は、予定取 引に係る損益と同一の科目で処理するこ ととなります。ただし、当該デリバティ ブ取引等が外国為替の売買相場の変動に 伴って発生する損失を減少させるための ものである場合には、為替差損益として 計上することができます(法基通2-3 -55(1)

したがって、貴社の先物外国為替契約 に係る決済損益額については、製品の仕 入価格に加算又は減算することが原則で すが、為替差損益として計上することも 認められます。

#### (貴社)

#### 【会計処理 (期末時)】

なし

### 【税務処理 (期末時)】

みなし決済損失 1,000,000 円 / みなし決済差額 1,000,000 円 繰延ヘッジ損失 1,000,000 円 / みなし決済損失 1,000,000 円

(選) 先物外国為替契約の期末の時価評価額(みなし決済損失)が 1,000,000円であると仮定しています。

## 〈貴社の申告調整〉

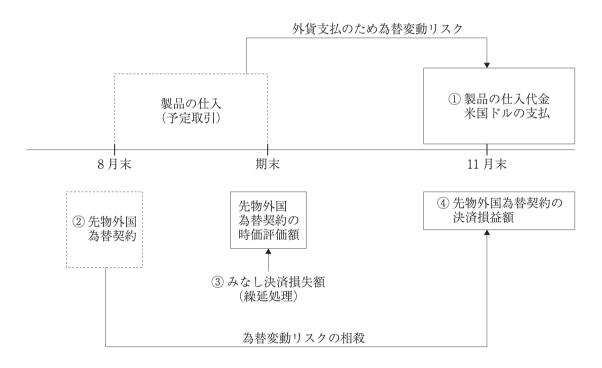
### 【別表4】

配组	の金額の計算に関する	27 · 10	• 1	法人名		$\bigcirc$	公力	_					
<b>パ川寸</b>	の並留の計算に関する	四音	事業 年度	28 • 9	• 30	伍八石	│ ○○会社						
			総		額		処		分				
	区 分		<del>ሎ</del> ው		积	留		保	社	外	流	出	
				1		2			3				
1/2	## TU X 7				円			円	配当				円
=	期利益又は当期欠損の額	1							その他				
	損金経理をした法人税及び地 方法人税(附帯税を除く。)	2											
加	方法人税(附帯税を除く。) 損金経理をした道府県民税(利子 割額を除く。) 及び市町村民税	3											
	損金経理をした道府県民税利 子割額	4											
算	損金経理をした納税充当金	5											
	交際費等の損金不算入額	9							その他				
	繰延ヘッジ損失	10		1,000,0	000		1,00	0,000					
	減価償却超過額の当期認容額	12											
	納税充当金から支出した事業 税等の金額	13											
減	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14							*				
	外国子会社から受ける剰余金の配当 等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15							*				
	受贈益の益金不算入額	16							*				
	適格現物分配に係る益金不算入額	17							*				
算	法人税等の中間納付額及び 過誤納に係る還付金額	18											
	所得税額等及び欠損金の繰 戻しによる還付金額等	19							*				
	みなし決済損失	20		1,000,0	000		1,00	0,000					

#### 【別表 5(1)】

利益積立金額及び資本金等の額の計算に 関する明細書										計算	<b>=</b>	事業年度		· 10		法人名			)○会社	
	Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書																			
								期	首	現	在	当		期	の	増	減		差引翌期首現在 利益積立金額	
	区 分					利益積立金額				減			増			利益積立金額 1-2+3				
							①			2				3			4			
利	益	£	準	í	뷲	金	1				円				円			円	円	
			積	3	立	金	2													
み	な	L	決	済	差	額	3					1,000,000			00				△1,000,000	
繰	延	^	ッ	ジ	損	失	4									1	1,000,00	00	1,000,000	

#### 【キャッシュフローヘッジの概要】



- ① 製品の仕入代金の米国ドル支払額は、為替変動により円換算額が増減
- ② 先物外国為替契約により、翌月末の米国ドル高・円安による円換算額の支払の増加を相殺 逆に翌月末の米国ドル安・円高による円換算額の支払の減少を相殺
- ③ 期末において有効性の範囲内にあれば、デリバティブ取引のみなし決済損益額を繰延処理
- ④ 製品の仕入代金に先物外国為替契約の決済損益額を加算又は減算若しくは為替差損益として計上

(了)

(注) 9月分の製品の仕入代金100万米国ドルの支払期日は11月末日であり、その11月末日の100万米国ドルの円貨での支払額は為替相場の変動により増加又は減少することから、その仕入代金100万米国ドルのうち50万米国ドルをヘッジ対象とし、先物外国為替契約(11月末日受渡しの50万米国ドルの買い、55,000,000円の売り)をヘッジ手段としたものです。